

(19) 世界知的所有権機関  
国際事務局



(43) 国際公開日  
2008年1月31日 (31.01.2008)

PCT

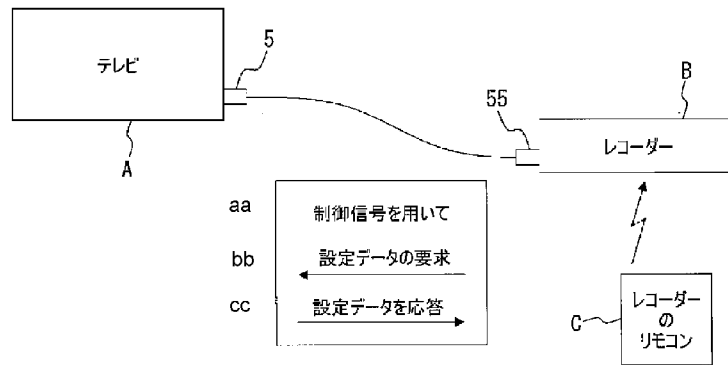
(10) 国際公開番号  
WO 2008/012976 A1

- (51) 国際特許分類:  
H04N 7/173 (2006.01) H04N 5/765 (2006.01)  
H04N 5/44 (2006.01)
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2007/059870
- (22) 国際出願日: 2007年5月14日 (14.05.2007)
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:  
特願2006-200727 2006年7月24日 (24.07.2006) JP
- (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): シャープ株式会社 (SHARP KABUSHIKI KAISHA) [JP/JP]; 〒5458522 大阪府大阪市阿倍野区長池町2番2号 Osaka (JP).
- (72) 発明者; および
- (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 村島伸幸 (MURASHIMA, Nobuyuki).
- (74) 代理人: 平木祐輔 (HIRAKI, Yusuke); 〒1050001 東京都港区虎ノ門4丁目3番20号 神谷町MTビル 19階 Tokyo (JP).
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IS, KE, KG, KM, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RS, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SV, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, ZA, ZM, ZW.
- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MT, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK,

[ 続葉有 ]

(54) Title: BROADCAST VIEWING SYSTEM

(54) 発明の名称: 放送視聴システム



- A TELEVISION
- aa BY USING CONTROL SIGNAL
- bb REQUEST FOR SETTING DATA
- cc REPLAY SETTING DATA
- B RECORDER
- C REMOTE CONTROLLER OF RECORDER

(57) Abstract: A broadcast viewing system includes a television receiver (A) and a recording/reproducing device (B). The television receiver (A) is connected to the recording/reproducing device (B) through an HDMI cable. By means of a remote controller (C) of the recording/reproducing device (B), the recording/reproducing device (B) requires setting data needed to view a broadcast by using a control signal. The television receiver (A) replies the setting data needed to view the broadcast by using data needed to view the broadcast set in the television receiver (A) in advance through the HDMI cable. With this, the setting to view a television program is simplified.

[ 続葉有 ]

WO 2008/012976 A1



TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, — 補正書  
ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:  
— 国際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

---

(57) 要約: テレビ受信装置Aと記録再生装置Bとを含む放送視聴システムにおいて、テレビ受信装置Aと記録再生装置Bが、HDMIケーブルにより接続されている。記憶再生装置B側のリモコン装置Cを用いて記憶再生装置B側から制御信号を用いて放送の視聴に必要な設定データを要求し、次いで、テレビ受信装置Aから記録再生装置Bに対して、HDMIケーブルを介して、予めテレビ受信装置A側に設定されている放送の視聴に必要なデータを用いて、制御信号により放送の視聴に必要な設定データを応答する。これにより、テレビ番組を視聴するための設定作業が簡略化する。

## 明 細 書

## 放送視聴システム

## 技術分野

[0001] 本発明は、放送視聴システムに関し、特に、デジタル放送受信装置及び記録再生装置を含む放送視聴システムに関する。

## 背景技術

[0002] 複数のデジタル家電機器を接続するための汎用性のある最新の規格として、HDMI規格が定められた。HDMI規格においては、CEC(Consumer Electronics Control)プロトコルを利用している。このCECプロトコルを利用して、HDMIケーブルで接続された機器同士の連携を図るものである。

[表1]

## CECコマンド

・ 共通コード	・ ベンダ固有コード
－Image View On	－メニュー設定の転送
－Active Source	－番組情報
－User Control Pressed	－特殊なりモコンキー
－Record On	－詳細なエラー通知
－Record Off	
－StandBy	
－Set Stream Path	
－標準エラーメッセージ	

[0003] 表1は、CECコマンドの例を示すものであり、CECコマンドは、汎用性を維持するために設けられ各機器又はベンダに依存せずに共通の共通コードと、ベンダが固有に規定することができる自由度をもたせるためのベンダに固有の固有コードと、に大別される。

[0004] 例えば、デジタル放送受信装置(TV)と記録再生装置(レコーダ)とをHDMIケー

ブルで接続し、CECプロトコル(コマンド)を利用して、レコーダの予約をデジタル放送受信装置側からの操作で行うこともできる。

[表2]

視聴するための設定

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コード設定 (ARIB STB-B10 地域符号)</li> <li>・県域コード設定 (ARIB STB-B10 県域指定ビットマップ)</li> <li>・郵便番号設定</li> <li>・地域識別設定 (ARIB TR-B14 地域識別割り当て)</li> <li>・地上アナログ放送チャンネル個別設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>所定リモコンキーを押した時に選局するチャンネル(1～62、C13～C63)</li> <li>所定リモコンキーを押した時に表示するチャンネル(1～62、C13～C63)</li> <li>アップダウン選局キーを用いた場合、所定のリモコンキーに対応するチャンネルをスキップするか否か</li> <li>所定リモコンキーを押した時に選局に用いる微調整データ</li> </ul> </li> <li>・デジタル放送 (BS、CS110度、地上デジタル)チャンネル個別設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>所定のリモコンキーを押した時に選局するサービスが割り当てられているか否か</li> <li>割り当てられている場合、所定のリモコンキーを押した時に選局するサービスID</li> </ul> </li> </ul>
---

[0005] 表2は、放送を視聴するために必要な設定項目を示す表である。地域コード、県域コード等も地域関連の設定と、必要に応じて、地上アナログ放送チャンネルの個別設定と、デジタル放送チャンネルの個別設定と、を行う。

[0006] 地上アナログ放送チャンネルの個別設定は、例えばリモコンの“1”のキーを押した場合に選局するチャンネル、例えば、1～62、C13～C63のうちのいずれかと、リモコンの“1”のキーを押した場合に表示するチャンネル、例えば、1～62、C13～C63のうちのいずれかと、アップダウン選局キーを押した場合、リモコン“1”キーに対応するチャンネルであって番組のないものをスキップするか否かと、リモコンの“1”のキーを押した時に、選局に用いる微調整データ(周波数の±)と、を含む。

[0007] デジタル放送 (BS、CS110度、地上デジタル)チャンネルの個別設定は、例えばリモコンの“1”のキーを押した時に選局するサービスが割り当てられているか否かと、割り当てられている場合に、リモコン“1”キーを押した場合に選局するサービスIDと、を含む。これらは、アナログ放送やデジタル放送の視聴に必要な情報である。これらの項目を機器に設定することにより放送の視聴等の処理が可能になる。

## 発明の開示

### 発明が解決しようとする課題

[0008] しかしながら、現在までに発表されている製品においては、図8に示すように、例えば液晶テレビなどのデジタル放送受信装置XとDVDレコーダなどの記録再生装置YとをHDMIケーブルで接続し、番組を視聴する場合には、液晶テレビとDVDレコーダとの両方について、それぞれリモコンZとリモコンWとを用いて、表2に示すような視聴するための設定項目に同様の設定を行う必要があるという問題があった。

[0009] 本発明は、視聴するための設定作業の簡略化を目的とする。

### 課題を解決するための手段

[0010] 本発明の一観点によれば、双方向通信が可能な第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムであって、前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該第1の機器から前記第2の機器に対して前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システムが提供される。

[0011] また、HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムであって、前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該第1の機器から前記第2の機器に対して、前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システムが提供される。

[0012] 上記放送視聴システムによれば、接続先の第1の機器から放送の視聴に必要なデータを受け取るための要求を第2の機器が行うと、要求に対応するデータが第1の機器から転送され、第2の機器に記憶される。

[0013] 前記第2の機器に用いられるリモコン装置であって、放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第1の機器に対して送出するための視聴に必要な設定データの要求ボタンを有するリモコン装置を有していることが好ましい。リモコン装置の要求ボタン1つの操作のみで、第2の機器における視聴のためのデータ設定作業を開始

することができる。このボタンは、第1の機器側のリモコン装置に設けられていても良い。

[0014] 前記メモリに設定されている前記放送の視聴に必要な設定データは、地域に関するデータと、放送のチャンネルの個別設定に関するデータのうちの少なくともいずれか一方を含むことができる。これらのデータを設定することで、放送視聴に関する基本的な設定が可能である。

[0015] 前記放送のチャンネルの個別設定に関するデータとして、前記リモコンキーに対するチャンネルの割り当て設定を含むチャンネル個別設定状況リストが作成され前記メモリに記憶されることが好ましい。前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーに対して、ユーザ設定がなされたか否かに関するフラグを設定可能であることが好ましい。

[0016] 例えば、アナログ放送の場合には、チャンネル数とリモコンキーの番号ボタン1～12までの数とが略同じであるため、リモコンキーに対してそれぞれ異なるチャンネルを割り当てることが可能である。この際、ユーザ設定がなされたか否かを識別するためのフラグをそれぞれに付加することで、データ転送する際の要転送データの日印になる。すなわち、前記フラグの設定に基づいて、前記メモリに記憶されているデータのうち、ユーザ設定がなされた前記リモコンキーのみを選択してデータを送ることが可能である。

[0017] 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーと放送のチャンネルに対応するサービスIDとの組み合わせが設定可能であっても良い。例えば、デジタル放送の場合にはチャンネル数も多いため、リモコンキーと放送のチャンネルに対応するサービスIDとの組み合わせとして設定できるようにするのが好ましい。サービスIDは、データ要求の際にリモコンから操作して選択できるようにすると良い。前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーと前記サービスIDとの組み合わせに対して、ユーザ設定がなされたか否かに関するフラグを設定可能であることが好ましい。

[0018] 本発明の他の観点によれば、HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムにおける第1の機器であって、前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応

するデータがメモリに設定されている場合に、前記第2の機器に対して、前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする第1の機器が提供される。また、HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムにおける第2の機器であって、放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第1の機器の送り、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該メモリに設定されている前記データを受け取って自己のメモリに設定する制御を行うことを特徴とする第2の機器が提供される。

[0019] また、本発明は、HDMI規格に基づいて接続されているテレビ受信装置と記録再生装置とを含む放送視聴システムであって、前記テレビ受信装置又は前記記録再生装置のいずれかからの設定データの要求信号を受けて、要求先の装置において該要求データに対応するデータがメモリに設定されている場合に、要求先の装置から要求元の装置に対して設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システムであっても良い。前記テレビ受信装置のメニュー画面において、HDMIコントロール機能選択からチャンネル設定コピー機能を選択して決定ボタンを押すことにより、チャンネル個別設定状況設定リストに基づくデータ転送処理が開始されることが好ましい。

### 発明の効果

[0020] 本発明によれば、視聴するための設定作業の簡略化が可能である。また、設定済みフラグを設けることで、転送の際のデータ量を少なくすることができる。

### 図面の簡単な説明

[0021] [図1]本発明の一実施の形態による放送視聴システムにおける、接続元電子機器の一例であるデジタル放送を受信可能な液晶テレビジョン装置の一構成例を示す機能ブロック図である。

[図2]図2は、接続先電子機器の一例であるDVDレコーダ(記録再生装置)の一構成例を示す機能ブロック図である。

[図3]本実施の形態による放送視聴システムの一構成例を示す図である。

[図4]本実施の形態による放送視聴システムの一構成例を示す図であり図3に対応し、例として、テレビ受信装置Aと記録再生装置Bとが、HDMIケーブルにより接続され

ている例を示す図である。

[図5]テレビ受信装置側からみた処理の流れを示すフローチャート図である。

[図6]テレビ受信装置側からみた処理の流れを示すフローチャート図である。

[図7]テレビ受信装置側からみた処理の流れを示すフローチャート図である。

[図8]デジタル放送受信装置と記録再生装置をHDMIケーブルで接続し、番組を視聴する場合における一般的なチャンネル設定方法を示す図である。

### 符号の説明

- [0022] A…デジタル放送受信装置、B…DVDレコーダ、1…アンテナ、3…デジタル放送受信部、5…HDMIインターフェイス部、7…HDMI信号処理部、11…デコーダ、15…リモコン受光部、17…制御部(CPU)、18…記憶部、21…スピーカ、23…ディスプレイ、25…音声信号処理部、27…映像信号処理部、41…アンテナ、43…デジタルチューナ、45…HDMI信号処理部、47…制御部、51…リモコン受光部、53…記憶部(HDD)、55…HDMIインターフェイス部、57…電子番組表取得部、63…光ディスク駆動部、67…操作部。

### 発明を実施するための最良の形態

- [0023] 以下に、本発明の実施の形態による放送視聴システムについて、HDMI規格に基づくシステムの例にして図面を参照しながら説明を行う。図3は、本実施の形態による放送視聴システムの一構成例を示す図である。図1は、図3に示すシステムのうち接続元電子機器の一例であるデジタル放送を受信可能な液晶テレビジョン装置(以下、デジタル放送受信装置と称する。)の一構成例を示す機能ブロック図である。図2は、図3に示すシステムのうち接続先電子機器の一例であるDVDレコーダ(記録再生装置)の一構成例を示す機能ブロック図である。

- [0024] 上記表1には、CECコマンド(コード)の例を示す。表1に示すように、CECコマンドは、HDMI規格において共通コードと、ベンダ固有の固有コードと、を含む。ここで、ベンダ固有コードとしては、メニュー設定の転送、番組情報、特殊なリモコンキー、詳細なエラー通知などに関するコードがある。すなわち、レコーダの予約機能は、ベンダにより自由度をもって設定が可能である。

- [0025] 図1に示すように、デジタル放送受信装置Aは、アンテナ1と、デジタル放送のチュ

ーナを含むデジタル放送受信部3と、HDMIインターフェイス部5と、HDMI信号処理部7と、デコーダ11と、リモコン受光部15と、音声信号の処理を行う音声信号処理部25と、処理後の音声信号に基づく音声を出力するスピーカ21と、映像信号の処理を行う映像信号処理部27と、処理後の映像信号に基づく映像を出力するディスプレイ23と、これらの各機能ブロックについてバスラインを通して制御する制御部(CPU)17と、下記の処理を行うためのプログラムその他の情報を記憶する記憶部18と、を有している。

[0026] 図2に示すように、DVDレコーダBは、アンテナ41と、デジタルチューナ43と、HDMI信号処理部45と、制御部47と、リモコン受光部51と、記憶部(HDD)53と、HDMIインターフェイス部55と、電子番組表取得部57と、DVDなどの光ディスク駆動部63と、操作部67と、を有している。

[0027] 図3は、図1及び図2に示すデジタル放送受信装置AのHDMI入力端子5とDVDレコーダBのHDMI出力端子55とをHDMIケーブルによって接続した様子を示す図である。デジタル放送受信装置AとDVDレコーダBとの間において、矢印に示すように、DVDレコーダBからデジタル放送受信装置Aに向けて映像信号が流れ、デジタル放送受信装置AとDVDレコーダBとの間において制御信号(CECコード)は双方向に流れる。機器間における双方向通信を行うことができるHDMIケーブルを介してCECコードの制御信号のやり取りに基づいて、機器間における制御処理を行うことができる。

[0028] 図4は、本実施の形態によるデジタル機器システムの一構成例を示す図であり図3に対応し、例として、テレビ受信装置Aと記録再生装置Bとが、HDMIケーブルにより接続されている。この例では、記憶再生装置B側のリモコン装置Cを用いて記憶再生装置B側から制御信号を用いて設定データを要求し、次いで、テレビ受信装置Aから記録再生装置Bに対して、HDMIケーブルを介して、予めテレビ受信装置A側に設定されているデータを用いて、制御信号により設定データを応答する。リモコン装置Cには、図示しないが、チャンネル設定データの要求信号を接続元装置であるテレビ受信装置Bに対して送出するための専用ボタン(例えば、チャンネル設定データの要求ボタン)を有しているのが好ましい。同様に、テレビ受信装置A側のリモコンにも同

様のボタンが設けられていても良い。

[0029] 図4の形態とは異なる形態として、テレビ受信装置A側のリモコン装置を用いてテレビ受信装置A側からの制御信号を用いて設定データを要求し、次いで、記録再生装置Bからテレビ受信装置Aに対して、HDMIケーブルを介して、予め記録再生装置B側に設定されているデータを用いて、制御信号により設定データを応答することも可能であり、両方の方法が可能にしておくことが好ましい。

[0030] 以下に、より具体的に、チャンネル設定の処理の内容について説明する。これらの表の内容は、例えば記憶部18(図1)、記憶部53(図2)に記憶される。

[表3]

地上アナログ放送チャンネル個別設定(TV側)

リモコンキー	1	2	3	...	...	12
選局チャンネル	1	2	...	...	...	...
表示チャンネル	1	2	...	...	...	...
スキップ設定	Not Skip	Skip	...	...	...	...
微調整データ	±0	±0	...	...	...	...
設定済フラグ	未	済	...	...	...	...

[表4]

地上アナログ放送チャンネル個別設定状況リスト(TV側)

リモコンキー	設定状況(TV側)
1	デフォルト値
2	設定済
3	デフォルト値
⋮	⋮
12	設定済

[表5]

デジタル放送(BS、CS110度、地上デジタル)チャンネル個別設定

ネットワーク種別	BS						CS110度		地上デジタル	
	1	2	3	4	...	12	...	...	...	...
リモコンキー	1	2	3	4	...	12	...	...	...	...
サービスID	101	×	102	103	...	×	...	...	...	...
設定済フラグ	デフォルト	済	済	未	...	未	...	...	...	...

[表6]

デジタル放送(BS、CS110度、地上デジタル)チャンネル個別設定状況リスト

ネットワーク種別=BS	
リモコンキー	設定状況
1	デフォルト値
2	設定済
⋮	⋮
11	設定済
12	未設定

[0031] 表3は、地上アナログ放送のチャンネル個別設定であり、例えば、テレビ受信装置側での設定内容の例を示す表である。表3に示す例では、リモコンキーが“1”から“12”までである場合に、それぞれのリモコンキー1～12までについて、割り当てられている選局チャンネル(1～62、C13～63)と、表示チャンネル(1～62、C13～63)と、スキップ設定(スキップ又はスキップしない)と、微調整データ(周波数の微調整)と、設定済みフラグ(未又は済み、“0”又は“1”でも良い)とが、ユーザによる設定又は自動設定により設定されている。

[0032] 表4は、地上アナログ放送のチャンネル個別設定状況リストの例を示す表である。ここでは、テレビ受信装置側でどのように設定されているかを示している。表4に示すように、リモコンキー1～12までに対して、設定状況として、デフォルト値であるか設定済みであるかが示されている。このようにテーブル化しておくことで、記録再生装置側から要求があった場合に、テレビ受信装置側で設定されたものか、デフォルト値のものかを簡単に識別することができる。そして、記録再生装置側から、設定データの転送

要求があった場合には、設定済みの項目のみを転送することにより、転送するべきデータ量を少なくすることができる。或いは、表4に示すデータを記録再生装置側を送ることで、記録再生装置側からの要求を設定済みであるリモコンキーに対応する要求に限定することで、通信量を少なくできるとともに、通信に要する時間を短縮することができる。

[0033] 表5は、デジタル放送(BS、CS110度、地上デジタル)チャンネル個別設定の表であり、表3に対応する表である。表6は、デジタル放送(BS、CS110度、地上デジタル)チャンネル個別設定状況リストであり、表4に対応する表である。表5には、ネットワーク種別としてBSの例が示されているが、表にはCS、地上デジタルについても同様のデータが含まれている。表5、6は、表3、4と同様の表であるため、その説明は省略する。

[0034] 次に、これらの表に示す設定状況における、処理の流れについて図面を参照しながら説明を行う。図5～図7までは、テレビ受信装置側からみた処理の流れを示すフローチャート図である。例えば、テレビのメニュー表示画面において、HDMIコントロール機能選択において、チャンネル設定コピー機能を選択し、決定ボタンを押すと、以下の処理が開始される。

[0035] ステップS1において処理が開始されステップS2において、例えばテレビ受信装置に対して記録再生装置側から要求がきたか否かを判定する。要求が来ると(YES)、ステップS3に進み、要求は地域コード設定するか否かが問われ、テレビ受信装置から記録再生装置に対して地域コード設定を応答する(ステップS7)。ステップS3でNOの場合には、ステップS4に進み、要求は県域コード設定であるかを判定する。要求が県域コードであれば(Yes)、ステップS8において、テレビ受信装置から記録再生装置に対して県域コード設定を応答する。

[0036] ステップS4でNOの場合には、ステップS5に進み、要求は郵便番号設定であるかを判定する。要求が郵便番号設定であれば(Yes)、ステップS9において、テレビ受信装置から記録再生装置に対して郵便番号設定を応答する。ステップS5でNOの場合には、ステップS6に進み、要求は地域識別設定であるかを判定する。要求が地域識別設定であれば(Yes)、ステップS10において、テレビ受信装置から記録再生装

置に対して地域識別設定を応答する。応答後には、ステップS2に戻る。以下も同様である。

- [0037] 次いで、ステップS6でNOの場合には、ステップS11に進み、要求はリモコンキー“X”に関する地上アナログ放送チャンネル個別設定であるかを判定する。要求が地上アナログ放送チャンネル個別設定であれば(Yes)、ステップS15において、テレビ受信装置から記録再生装置に対して地上アナログ放送チャンネル個別設定を応答する。ステップS11でNOの場合には、ステップS12に進み、要求はリモコンキー“X”に関するBSデジタル放送チャンネル個別設定であるかを判定する。要求がBSデジタル放送チャンネル個別設定であれば(Yes)、ステップS16において、テレビ受信装置から記録再生装置に対してBSデジタル放送チャンネル個別設定を応答する。
- [0038] 次いで、ステップS12でNOの場合には、ステップS13に進み、要求はリモコンキー“X”に関するCS110度デジタル放送チャンネル個別設定であるかを判定する。要求がCS110度デジタル放送チャンネル個別設定であれば(Yes)、ステップS17において、テレビ受信装置から記録再生装置に対してCS110度デジタル放送チャンネル個別設定を応答する。ステップS13でNOの場合には、ステップS14に進み、要求はリモコンキー“X”に関する地上デジタル放送チャンネル個別設定であるかを判定する。要求が地上デジタル放送チャンネル個別設定であれば(Yes)、ステップS18において、テレビ受信装置から記録再生装置に対して地上デジタル放送チャンネル個別設定を応答する。
- [0039] ステップS14においてNOの場合には、ステップS19に進み、要求は地上アナログ放送チャンネル個別設定状況リストであるか否かを判定する。要求が地上アナログ放送チャンネル個別設定状況リストであれば(Yes)、ステップS23において、テレビ受信装置から記録再生装置に対して地上アナログ放送チャンネル個別設定状況リストを応答する。ステップS19でNOの場合には、ステップS20に進み、要求はBS放送チャンネル個別設定状況リストであるか否かを判定する。要求がBS放送チャンネル個別設定状況リストであれば(Yes)、ステップS24において、テレビ受信装置から記録再生装置に対してBS放送チャンネル個別設定状況リストを応答する。
- [0040] ステップS20においてNOの場合には、ステップS21に進み、要求はCS110度デ

デジタル放送チャンネル個別設定状況リストであるか否かを判定する。要求がCS110度デジタル放送チャンネル個別設定状況リストであれば(Yes)、ステップS25において、テレビ受信装置から記録再生装置に対してCS110度デジタル放送チャンネル個別設定状況リストを応答する。ステップS21でNOの場合には、ステップS22に進み、要求は地上デジタル放送チャンネル個別設定状況リストであるか否かを判定する。要求が地上デジタル放送チャンネル個別設定状況リストであれば(Yes)、ステップS26において、テレビ受信装置から記録再生装置に対して地上デジタル送チャンネル個別設定状況リストを応答する。ステップS22においてNOの場合には、ステップS27に進み、該当要求に対する応答が未定義であることを示すエラーを応答する。

[0041] 以上に説明したように、本実施の形態によれば、テレビ受信装置は、記録再生装置からの要求を受けて、上記表に基づいて説明した内容に基づく応答を行うことにより、テレビ受信装置側の設定を記録再生装置側に反映させることができる。

#### 産業上の利用可能性

[0042] 本発明は、放送視聴システムに利用可能である。

## 請求の範囲

- [1] 双方向通信が可能な第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムであって、前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該第1の機器から前記第2の機器に対して前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システム。
- [2] HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムであって、  
前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該第1の機器から前記第2の機器に対して、前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システム。
- [3] 前記第2の機器に用いられるリモコン装置であって、放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第1の機器に対して送出するための視聴に必要な設定データの要求ボタンを有するリモコン装置を有していることを特徴とする請求項1又は2に記載の放送視聴システム。
- [4] 前記第1の機器に用いられるリモコン装置であって、放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第2の機器に対して送出するための視聴に必要な設定データの要求ボタンを有するリモコン装置を有していることを特徴とする請求項1又は2に記載の放送視聴システム。
- [5] 前記メモリに設定されている前記放送の視聴に必要な設定データは、地域に関するデータと、放送のチャンネルの個別設定に関するデータのうちの少なくともいずれか一方を含むことを特徴とする請求項1から4までのいずれか1項に記載の放送視聴システム。
- [6] 前記放送のチャンネルの個別設定に関するデータとして、前記リモコンキーに対するチャンネルの割り当て設定を含むチャンネル個別設定状況リストが作成され前記メモリに記憶されていることを特徴とする請求項5に記載の放送視聴システム。
- [7] 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーに対して、ユーザ設定がなさ

れたか否かに関するフラグを設定可能であることを特徴とする請求項5に記載の放送視聴システム。

- [8] 前記フラグの設定に基づいて、前記メモリに記憶されているデータのうち、ユーザ設定がなされた前記リモコンキーのみを選択してデータを送ることを特徴とする請求項7に記載の放送視聴システム。
- [9] 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーと放送のチャンネルに対応するサービスIDとの組み合わせが設定可能であることを特徴とする請求項5に記載の放送視聴システム。
- [10] 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーと前記サービスIDとの組み合わせに対して、ユーザ設定がなされたか否かに関するフラグを設定可能であることを特徴とする請求項9に記載の放送視聴システム。
- [11] 前記フラグの設定に基づいて、前記メモリに記憶されているデータのうち、ユーザ設定がなされた前記リモコンキーと前記サービスIDとの組み合わせのみを選択してデータを送ることを特徴とする請求項9に記載の放送視聴システム。
- [12] HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムにおける第1の機器であって、  
前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータがメモリに設定されている場合に、前記第2の機器に対して、前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする第1の機器。
- [13] HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムにおける第2の機器であって、  
放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第1の機器に送り、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該メモリに設定されている前記データを受け取って自己のメモリに設定する制御を行うことを特徴とする第2の機器。
- [14] HDMI規格に基づいて接続されているテレビ受信装置と記録再生装置とを含む放送視聴システムであって、

前記テレビ受信装置又は前記記録再生装置のいずれかからの設定データの要求信号を受けて、要求先の装置において該要求データに対応するデータがメモリに設定されている場合に、要求先の装置から要求元の装置に対して設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システム。

- [15] 前記テレビ受信装置のメニュー画面において、HDMIコントロール機能選択からチャンネル設定コピー機能を選択して決定ボタンを押すことにより、チャンネル個別設定状況設定リストに基づくデータ転送処理が開始されることを特徴とする請求項14に記載の放送視聴システム。

**補正書の請求の範囲**  
**[2007年7月4日 (04. 07. 2007) 国際事務局受理]**

請求の範囲

- [ 1 ] (削除)
- [ 2 ] (削除)
- [ 3 ] (削除)
- [ 4 ] (削除)
- [ 5 ] (削除)
- [ 6 ] (削除)
- [ 7 ] (削除)

[ 8 ] (削除)

[ 9 ] (削除)

[ 1 0 ] (削除)

[ 1 1 ] (削除)

[ 1 2 ] (削除)

[ 1 3 ] (削除)

[ 1 4 ] (削除)

[15] (削除)

[16] (追加) 双方向通信が可能な第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムであって、

前記第1の機器は、放送のチューナを含む放送受信部と、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、メモリと、を有する放送受信装置であり、

前記第2の機器は、放送のチューナと、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、記憶部と、を有する記録再生装置であり、

前記第1の機器の前記メモリ又は前記第2の機器の前記記憶部には、前記放送の視聴に必要な設定データとして、放送のチャンネルの個別設定に関するデータが含まれており、

前記第2の機器又は前記第1の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器又は前記第2の機器の前記メモリ又は前記記憶部に設定されている場合に、該第1の機器又は前記第2の機器から前記第2の機器又は前記第1の機器に対して前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システム。

[17] (追加) 前記放送のチャンネルの個別設定に関するデータとして、前記リモコンキーに対するチャンネルの割り当て設定を含むチャンネル個別設定状況リストが作成され前記メモリ又は前記記憶部に記憶されていることを特徴とする請求項16に記載の放送視聴システム。

[18] (追加) HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムであって、

前記第1の機器は、放送のチューナを含む放送受信部と、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、メモリと、を有する放送受信装置であり、

前記第2の機器は、放送のチューナと、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、記憶部と、を有する記録再生装置であり、

前記第1の機器の前記メモリ又は前記第2の機器の前記記憶部には、前記放送の視聴に必要な設定データとして、放送のチャンネルの個別設定に関するデータが含まれており、

前記第2の機器又は前記第1の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器又は前記第2の機器の前記メモリ又は前記記憶部に設定されている場合に、該第1の機器又は前記第2の機器から前記第2の機器又は前記第1の機器に対して前記メモリ又は

前記記憶部に設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする放送視聴システム。

[19] (追加) 前記放送のチャンネルの個別設定に関するデータとして、前記リモコンキーに対するチャンネルの割り当て設定を含むチャンネル個別設定状況リストが作成され前記メモリに記憶されていることを特徴とする請求項18に記載の放送視聴システム。

[20] (追加) 前記第2の機器又は前記第1の機器に用いられるリモコン装置であって、放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第1の機器又は前記第2の機器に対して送出するための視聴に必要な設定データの要求ボタンを有するリモコン装置を有していることを特徴とする請求項16から19までのいずれか1項に記載の放送視聴システム。

[21] (追加) 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーに対して、ユーザ設定がなされたか否かに関するフラグであって、前記フラグの設定に基づいて、前記メモリに記憶されているデータのうち、ユーザ設定がなされた前記リモコンキーのみを選択してデータを送ることを特徴とする請求項17、19、20のいずれか1項に記載の放送視聴システム。

[22] (追加) 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーと放送のチャンネルに対応するサービスIDとの組み合わせが設定可能であることを特徴とする請求項17、19、20に記載の放送視聴システム。

[23] (追加) 前記チャンネル個別設定状況リストは、前記リモコンキーと前記サービスIDとの組み合わせに対して、ユーザ設定がなされたか否かに関するフラグを設定可能であることを特徴とする請求項22に記載の放送視聴システム。

[24] (追加) 前記フラグの設定に基づいて、前記メモリに記憶されているデータのうち、ユーザ設定がなされた前記リモコンキーと前記サービスIDとの組み合わせのみを選択してデータを送ることを特徴とする請求項22に記載の放送視聴システム。

[25] (追加) 前記放送受信装置のメニュー画面において、HDMIコントロール機能選択からチャンネル設定コピー機能を選択して決定ボタンを押すことにより、チャンネル個別設定状況設定リストに基づくデータ転送処理が開始されることを特徴とする請求項18から24までのいずれか1項に記載の放送視聴システム。

[26] (追加) HDMI規格に基づいて接続されている第1の機器と第2の機器とを含む放送視聴システムにおける第1の機器であって、

前記第1の機器は、放送のチューナを含む放送受信部と、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、メモリと、を有する放送受信装置であり、

前記第 2 の機器は、放送のチューナと、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、記憶部と、を有する記録再生装置であり、

前記第 1 の機器の前記メモリには、前記放送の視聴に必要な設定データとして、放送のチャンネルの個別設定に関するデータが含まれており、

前記第 2 の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第 1 の機器の前記メモリに設定されている場合に、該第 1 の機器から前記第 2 の機器に対して前記メモリに設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする第 1 の機器。

[27] (追加) 前記放送受信装置のメニュー画面において、HDMI コントロール機能選択からチャンネル設定コピー機能を選択して決定ボタンを押すことにより、チャンネル個別設定状況設定リストに基づくデータ転送処理が開始されることを特徴とする請求項 26 に記載の第 1 の機器。

[28] (追加) HDMI 規格に基づいて接続されている第 1 の機器と第 2 の機器とを含む放送視聴システムにおける第 2 の機器であって、

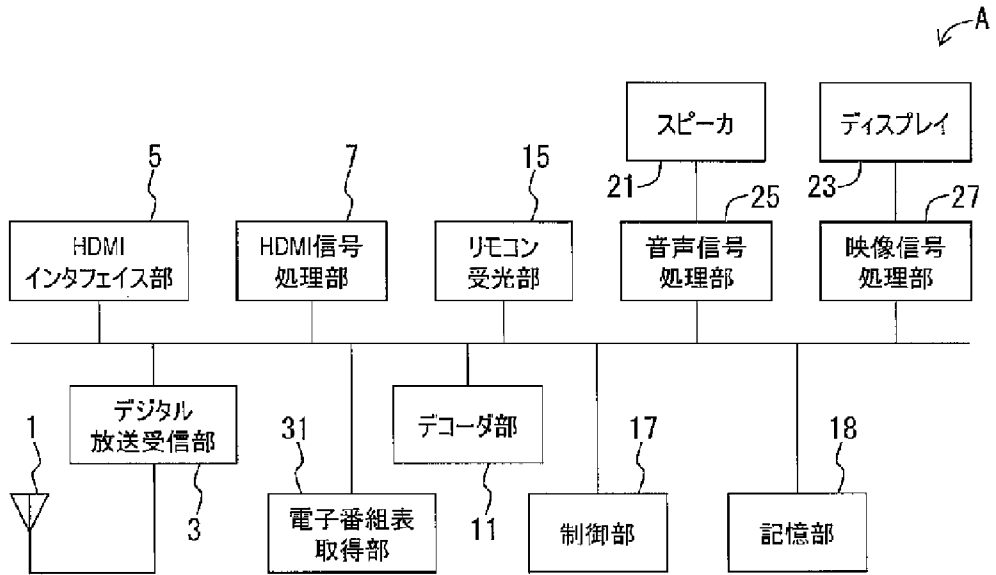
前記第 1 の機器は、放送のチューナを含む放送受信部と、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、メモリと、を有する放送受信装置であり、

前記第 2 の機器は、放送のチューナと、双方向通信インターフェイス部と、双方向通信信号処理部と、映像及び音声信号処理部と、制御部と、記憶部と、を有する記録再生装置であり、

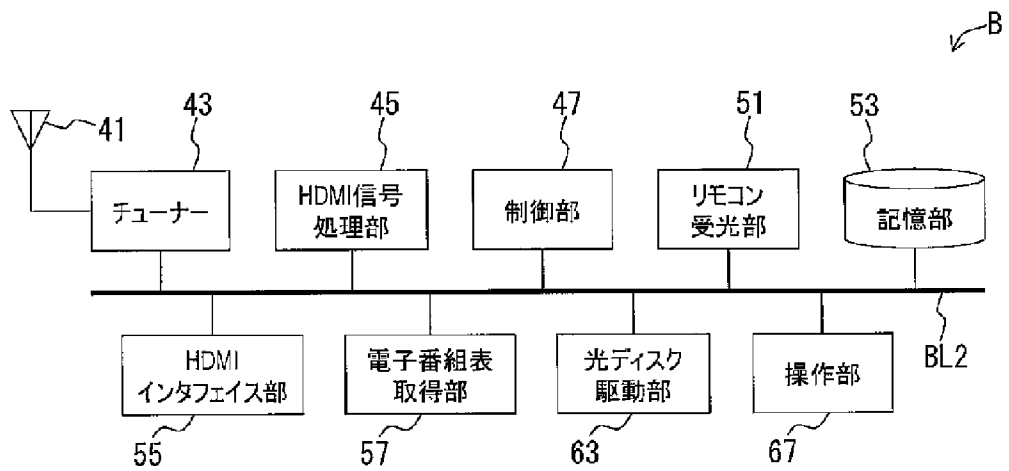
前記第 1 の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第 2 の機器の前記記憶部に設定されている場合に、前記第 2 の機器から前記第 1 の機器に対して前記記憶部に設定されている前記データを送る制御を行うことを特徴とする第 2 の機器。

[29] (追加) 前記放送受信装置のメニュー画面において、HDMI コントロール機能選択からチャンネル設定コピー機能を選択して決定ボタンを押すことにより、チャンネル個別設定状況設定リストに基づくデータ転送処理が開始されることを特徴とする請求項 28 に記載の放送視聴システム。

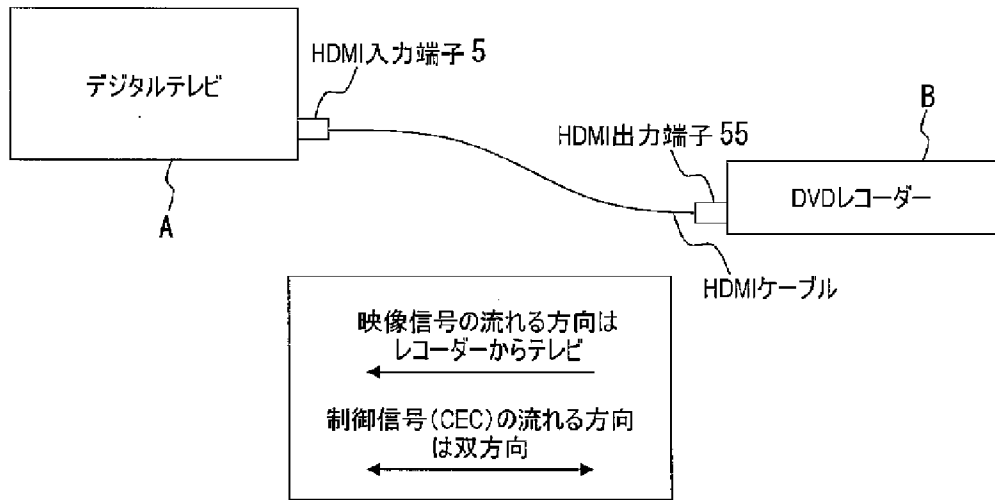
[図1]



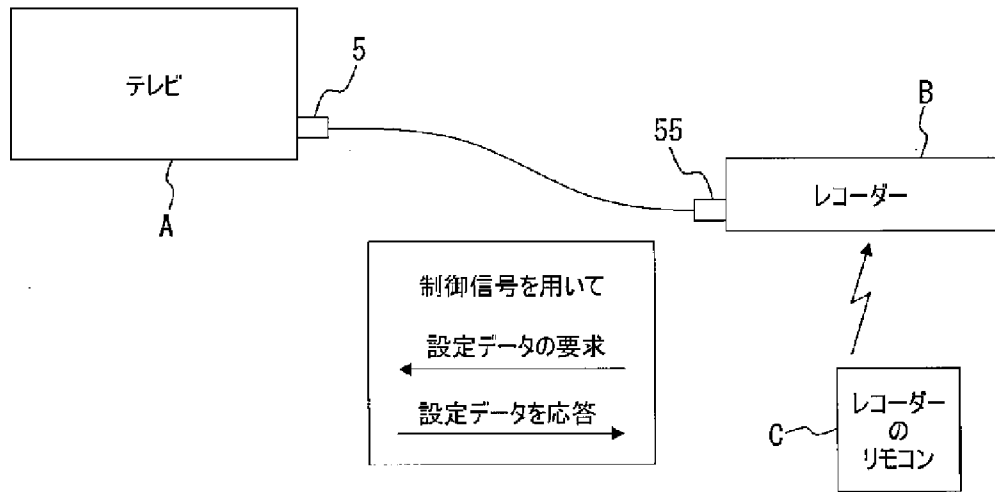
[図2]



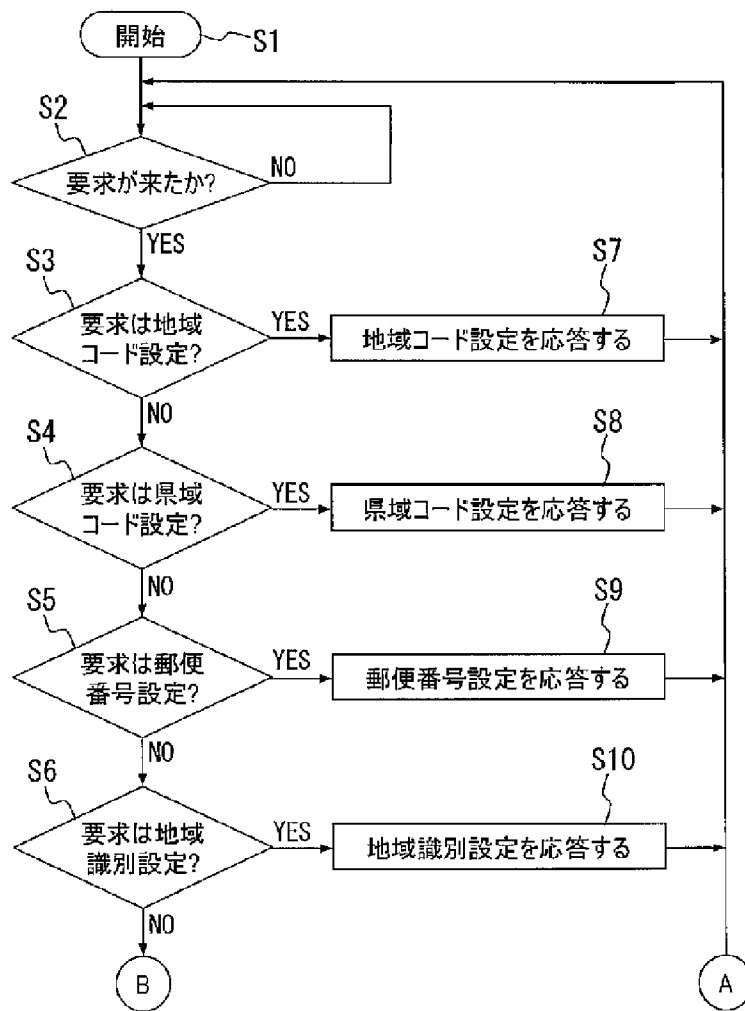
[図3]



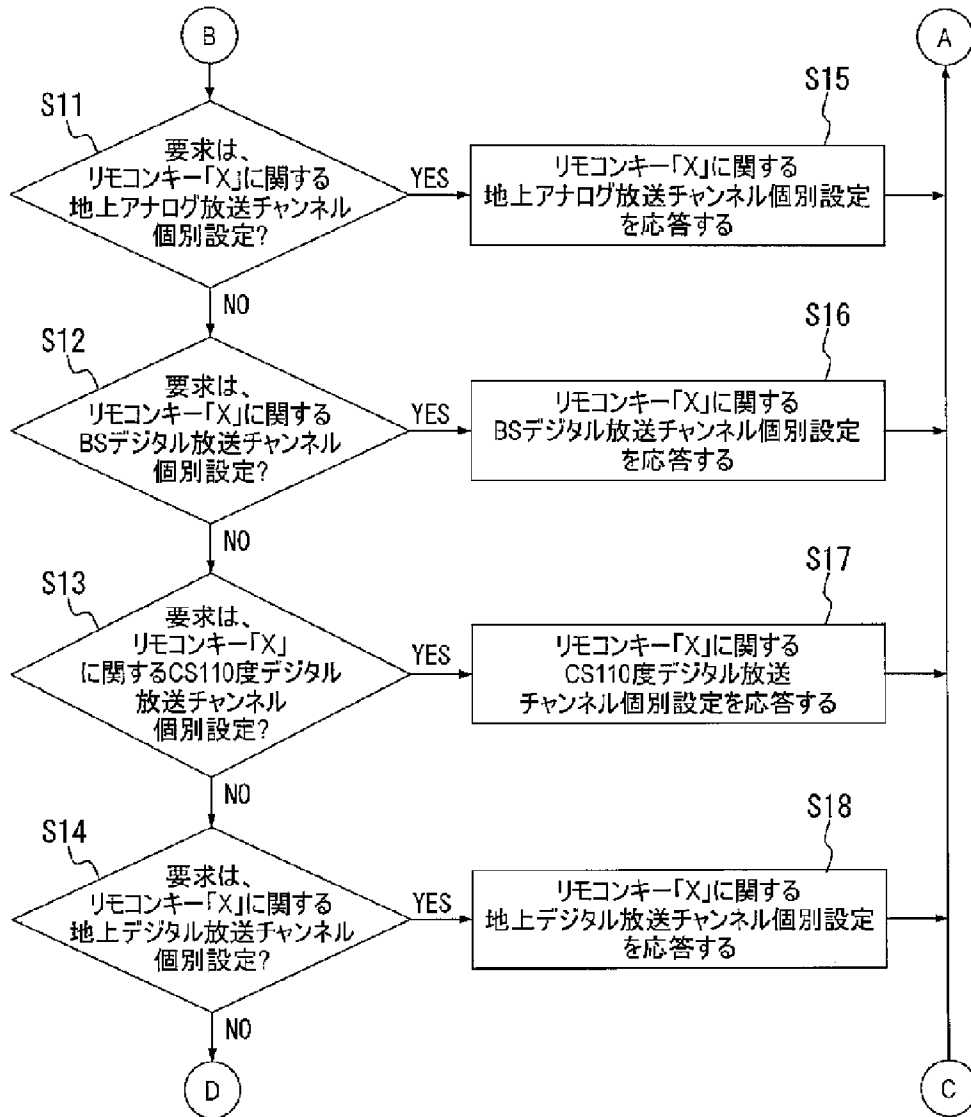
[図4]



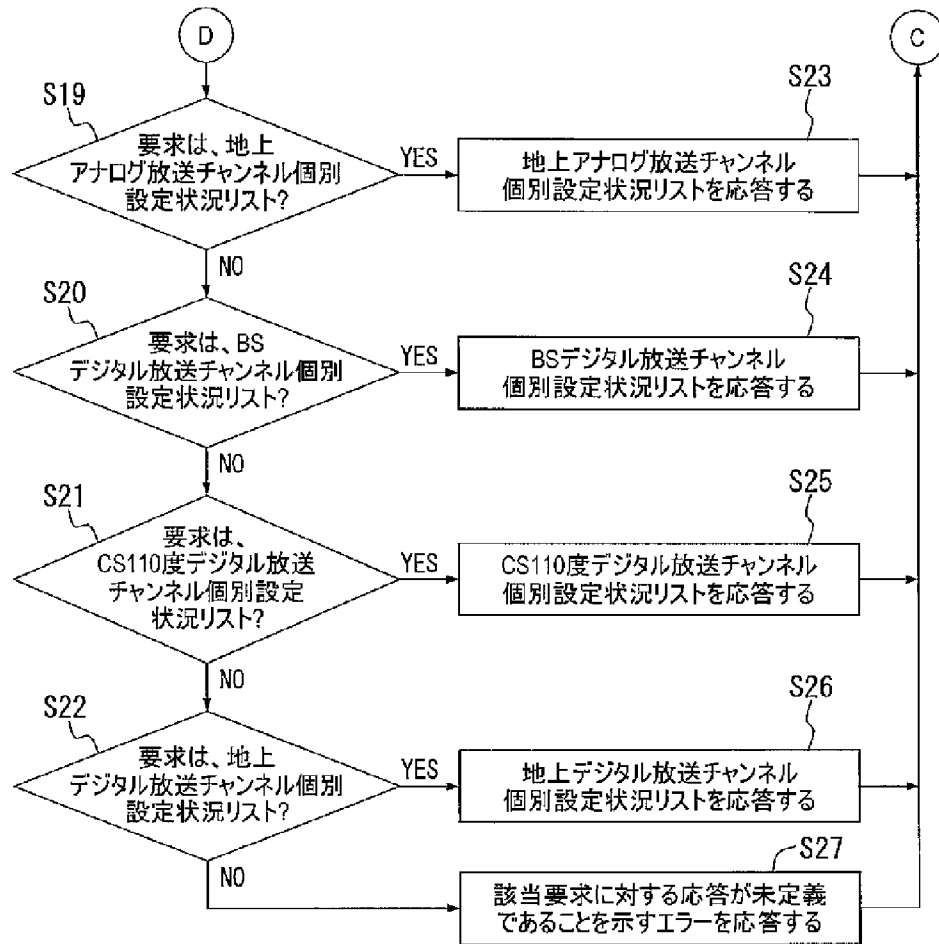
[図5]



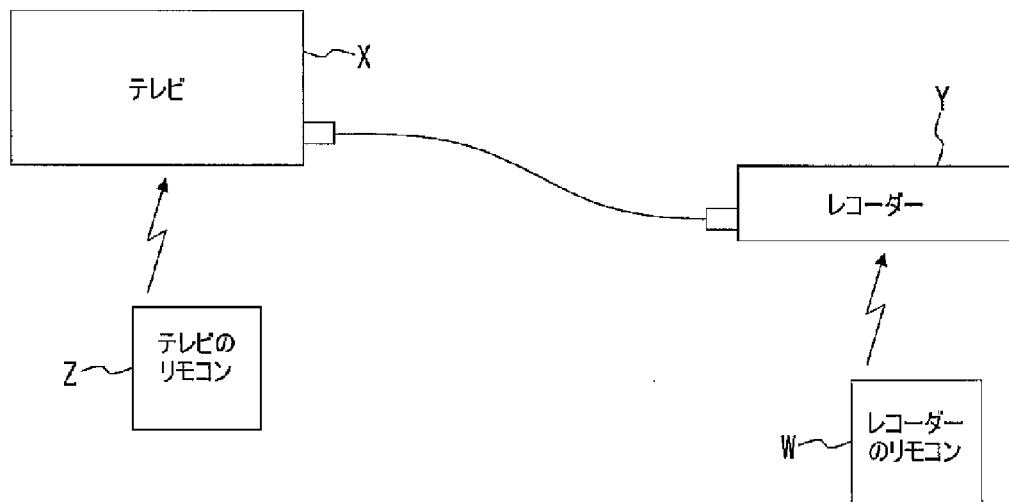
[図6]



[図7]



[図8]



**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

International application No.

PCT/JP2007/059870

<p><b>A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER</b>  <i>H04N7/173(2006.01) i, H04N5/44(2006.01) i, H04N5/765(2006.01) i</i></p> <p>According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC</p>											
<p><b>B. FIELDS SEARCHED</b></p> <p>Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)  <i>H04N7/173, H04N5/44, H04N5/765</i></p> <p>Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched  <i>Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2007</i>  <i>Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2007 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2007</i></p> <p>Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)</p>											
<p><b>C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">Category*</th> <th style="width:70%;">Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages</th> <th style="width:20%;">Relevant to claim No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center">X</td> <td>"High-Definition Multimedia Interface Specification Version 1.1 May 20,2004", page CEC-21 to page CEC-36 "CEC13 CEC Features Description", [online] [retrieval date 2006.11.20] Internet, &lt;URL:http://www.hdmi.org/download/HDMI_Specification_1.1.pdf&gt;</td> <td align="center">1-3,5-15</td> </tr> <tr> <td align="center">A</td> <td>JP 10-276378 A (Sanyo Electric Co., Ltd.), 13 October, 1998 (13.10.98), Par. Nos. [0076], [0086]                      &amp; DE 19882245 T &amp; GB 2339104 A                      &amp; GB 2357928 A &amp; US 6230323 B1                      &amp; US 6662366 B1 &amp; WO 1998/044725 A1</td> <td align="center">7,8,10,11</td> </tr> </tbody> </table>			Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.	X	"High-Definition Multimedia Interface Specification Version 1.1 May 20,2004", page CEC-21 to page CEC-36 "CEC13 CEC Features Description", [online] [retrieval date 2006.11.20] Internet, <URL:http://www.hdmi.org/download/HDMI_Specification_1.1.pdf>	1-3,5-15	A	JP 10-276378 A (Sanyo Electric Co., Ltd.), 13 October, 1998 (13.10.98), Par. Nos. [0076], [0086] & DE 19882245 T & GB 2339104 A & GB 2357928 A & US 6230323 B1 & US 6662366 B1 & WO 1998/044725 A1	7,8,10,11
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.									
X	"High-Definition Multimedia Interface Specification Version 1.1 May 20,2004", page CEC-21 to page CEC-36 "CEC13 CEC Features Description", [online] [retrieval date 2006.11.20] Internet, <URL:http://www.hdmi.org/download/HDMI_Specification_1.1.pdf>	1-3,5-15									
A	JP 10-276378 A (Sanyo Electric Co., Ltd.), 13 October, 1998 (13.10.98), Par. Nos. [0076], [0086] & DE 19882245 T & GB 2339104 A & GB 2357928 A & US 6230323 B1 & US 6662366 B1 & WO 1998/044725 A1	7,8,10,11									
<p><input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.      <input type="checkbox"/> See patent family annex.</p>											
<p>* Special categories of cited documents:</p> <table style="width:100%;"> <tr> <td style="width:50%;"> <p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p> </td> <td style="width:50%;"> <p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&amp;" document member of the same patent family</p> </td> </tr> </table>			<p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&amp;" document member of the same patent family</p>							
<p>"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance</p> <p>"E" earlier application or patent but published on or after the international filing date</p> <p>"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)</p> <p>"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means</p> <p>"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed</p>	<p>"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention</p> <p>"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone</p> <p>"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art</p> <p>"&amp;" document member of the same patent family</p>										
<p>Date of the actual completion of the international search                  30 May, 2007 (30.05.07)</p>		<p>Date of mailing of the international search report                  12 June, 2007 (12.06.07)</p>									
<p>Name and mailing address of the ISA/                  Japanese Patent Office</p>		<p>Authorized officer</p>									
<p>Facsimile No.</p>		<p>Telephone No.</p>									

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

International application No.

PCT/JP2007/059870

**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1.  Claims Nos.:  
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
  
2.  Claims Nos.: 4  
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:  
In the description, a technique that "a request signal to request setting data needed to view a broadcast is sent to the second device" on the assumption that "when the request signal to request setting data needed to view the broadcast is received from the second device, (Continued to the extra sheet.)
3.  Claims Nos.:  
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

**Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)**

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

1.  As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2.  As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fee, this Authority did not invite payment of any additional fee.
3.  As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
  
4.  No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.:

**Remark on Protest**  
the

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, payment of a protest fee..
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

**INTERNATIONAL SEARCH REPORT**

International application No.

PCT/JP2007/059870

Continuation of Box No.II-2 of continuation of first sheet (2)

the first device sends the data set in the memory to the second device if the data corresponding to the request data is set in the memory of the first device" (see cited claim 1 or 2) is not disclosed.

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. H04N7/173(2006.01)i, H04N5/44(2006.01)i, H04N5/765(2006.01)i			
B. 調査を行った分野 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC)) Int.Cl. H04N7/173, H04N5/44, H04N5/765			
最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの 日本国実用新案公報 1922-1996年 日本国公開実用新案公報 1971-2007年 日本国実用新案登録公報 1996-2007年 日本国登録実用新案公報 1994-2007年			
国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)			
C. 関連すると認められる文献			
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号	
X	"High-Definition Multimedia Interface Specification Version 1.1 May 20, 2004", page CEC-21 ~ page CEC-36 "CEC13 CEC Features Description", [online][検索日 2006.11.20]インターネット, <URL:http://www.hdmi.org/download/HDMI_Specification_1.1.pdf>	1-3, 5-15	
A	JP 10-276378 A (三洋電機株式会社) 1998.10.13, 【0076】、【0086】 & DE 19882245 T & GB 2339104 A & GB 2357928 A & US 6230323 B1 & US 6662366 B1 & WO 1998/044725 A1	7, 8, 10, 11	
<input type="checkbox"/> C欄の続きにも文献が列挙されている。		<input type="checkbox"/> パテントファミリーに関する別紙を参照。	
* 引用文献のカテゴリー 「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの 「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの 「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す) 「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献 「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願		の日の後に公表された文献 「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの 「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの 「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの 「&」 同一パテントファミリー文献	
国際調査を完了した日 30.05.2007		国際調査報告の発送日 12.06.2007	
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 菅原 道晴	5C 8725 電話番号 03-3581-1101 内線 3541

## 第II欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1.  請求の範囲 \_\_\_\_\_ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、
2.  請求の範囲 4 \_\_\_\_\_ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、  
明細書には、「前記第2の機器からの放送の視聴に必要な設定データの要求信号を受けて、該要求データに対応するデータが前記第1の機器のメモリに設定されている場合に、該第1の機器から前記第2の機器に対して前記メモリに設定されている前記データを送る」（引用する請求項1又は2参照。）という前提の下に、「放送の視聴に必要な設定データの要求信号を前記第2の機器に対して送出する」ことは、記載されていない。
3.  請求の範囲 \_\_\_\_\_ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

## 第III欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

1.  出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
2.  追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3.  出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
4.  出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

## 追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付を伴う異議申立てがなかった。